

薦原地域づくり委員会規約

(目的)

第1条 この地域づくり委員会は、名張市地域づくり組織条例に基づき、薦原地域住民の快適で安全な生活を確保し、住民の創意と責任によって誰もが生きいきと輝いて暮らせる地域づくりに努めることを目的として組織する。

(名称)

第2条 この地域づくり委員会の名称は、薦原地域づくり委員会（以下「こもはら委員会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 こもはら委員会は、事務所を薦原市民センター内に置く。

(事業)

第4条 こもはら委員会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上並びにレクリエーションの実施に関する事。
- (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する事。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関する事。
- (4) 青少年育成に関する事。
- (5) 防災、防火、防犯に関する事。
- (6) 地域自治活動との連携に関する事。
- (7) 薦原市民センターの管理運営に関する事。
- (8) その他こもはら委員会の目的達成のため必要な事業

(組織)

第5条 こもはら委員会は、薦原地域住民及び各種団体の代表者による委員で組織する。
2 委員は、薦原地区の地域に居住する者から別表の基準により選出する。

(部会及び専門委員会)

第6条 こもはら委員会に、第4条の事業を实践するため次の部会及び専門委員会を置く。

(1) 部会

区長部会、企画部会、福祉厚生部会、環境部会

(2) 専門委員会

薦原市民センター管理運営委員会、薦原コミュニティバス運営委員会、
薦原自主防災隊、薦原老人クラブ協議会、薦原小学校放課後児童クラブ

- 2 部会及び専門委員会は必要に応じ、理事会の承認を得て新設し、又は廃止することができる。
- 3 部会及び専門委員会の組織並びに運営に関し必要な事項は、別に定める。

(役員)

第7条 こもはら委員会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 事務局次長 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |

- 2 こもはら委員会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、事務局長及び事務局次長は理事の互選により選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 理事は、各地区区長、市民センター館長及び民生委員児童委員の地区会長を充てるとともに、委員のうちから若干名を区長部会の推薦により選出し、総会の承認を得るものとする。また、各部会長及び専門委員会委員長は、理事となる。
- 3 監事及び部会長は、委員のうちから理事会の推薦により選出し、総会の承認を得るものとする。
- 4 専門委員会委員長は、こもはら委員会委員のうちから互選により選出し、理事会の承認を得るものとする。
- 5 部会及び専門委員会は必要に応じ、理事会の承認を得て、副部会長又は副委員長を置くことができる。
- 6 委員は、専門委員会委員を兼ねることができる。
- 7 顧問は理事会で推薦し、総会の承認を得るものとする。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、こもはら委員会を代表し、会務を総理する。総会、理事会及び役員会を招集し、その議長となる。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。
- (3) 理事は、会務を処理する。
- (4) 事務局長は、会議録を作成し、こもはら委員会の運営及び活動を統括する。
- (5) 事務局次長は、こもはら委員会の運営及び活動に伴う会計事務を行う。
- (6) 監事は、こもはら委員会の会計監査に当たる。
- (7) 部会長は、こもはら委員会の事業活動に参画し、主として担当専門部会の運営に当たる。
- (8) 専門委員会委員長は、専門委員会を代表し、事業活動を統括する。
- (9) 顧問は、会長の招集により会議に出席し、意見を述べることができる。

(委員及び役員の任期)

- 第10条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員により選出された委員又は役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第11条 こもはら委員会の会議は、総会、理事会、役員会、部会及び専門委員会とする。
- 2 総会は、委員で構成し、こもはら委員会の役員、予算及び決算並びに事業計画に関する基本方針等を決める最高意思決定機関として、定期総会は毎年1回年度始めに開催するものとする。
 - 3 理事会は、理事で構成し、必要と認めた時に開催する。
 - 4 役員会は、会長、副会長、事務局長及び事務局次長で構成し、必要と認めた時には、部会長及び専門委員会委員長を招集し開催する。
 - 5 部会及び専門委員会は、必要と認めた時にそれぞれの長が招集する。
 - 6 会議の長は、構成員の過半数の請求があった時は、速やかに会議を開催しなければならない。
 - 7 会議の長は、会議において必要と認めた時は、構成員以外の者の意見を聴くことができる。
 - 8 会議における議決は、出席者の半数以上の賛成がなければならない。ただし、総会は、構成員の過半数の出席により成立するものとし、書面をもって議決権を委任した場合は、出席とみなすものとする。
 - 9 総会、理事会及び役員会は、会議録を備えておかなければならない。

(会計)

- 第12条 こもはら委員会の経費は、ゆめづくり地域交付金、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 こもはら委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第13条 この規約の改廃は、総会において出席者の過半数の賛成により成立する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、こもはら委員会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則 (平成15年7月26日制定)

1 この規約は、こもはら委員会の設立総会の日から施行する。

2 最初に就任する委員及び役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成16年5月23日改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年5月29日改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年5月23日改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年5月22日改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年5月19日改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月18日改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年5月17日改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月16日改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年5月14日改正)

この規約は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表

こもはら委員会の委員の選出基準

地区区長	8名
地区からの推薦者 各2名	16名
自主防災隊本部隊員	10名
市民センター館長	1名
民生委員児童委員	6名
主任児童委員	1名
防犯委員	3名
防災委員	2名
交通安全推進委員	3名
青少年育成推進員	2名
スポーツ推進委員	1名
農業委員会委員の代表	1名
消防団の代表	1名
老人クラブ協議会の代表	若干名
まちの保健室の代表	1名
薦原地域振興協議会の代表	若干名
薦原遺族会の代表	1名
小学校PTAの代表	1名
子供会育成会の代表	1名
小学校放課後児童クラブの代表	1名
その他理事会が推薦する者	若干名